

2015年7月21日

FoE Japan

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）」に関する

原子力規制庁・復興庁への質問

1. 復興庁は、7月17日、18日に東京・福島で開催した説明会において、『6月25日付けの文書で、原子力規制庁が、「支援対象地域は避難する状況にない」としている』とし、当該文書を読み上げた。

一方、原子力規制委員会の平成25年11月20日付文書「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」では、「国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重しなければならない」「避難指示区域外に居住する住民や自主的に避難している住民も、避難指示に基づいて避難している住民と同様に（中略）対応を講じる必要がある」としている。

<http://www.nsr.go.jp/data/000049339.pdf>

- 1) 復興庁が読み上げた6月25日付け規制庁文書を開示されたい。
- 2) 復興庁が読み上げた当該文書では、「支援対象地域は、そもそも避難指示がかかっていない区域であり、現状のこの地域における空間線量率は、当然のごとく、上記の避難指示解除準備区域よりも低い」「多くの避難指示準備解除区域においても、空間線量率から積算される実効線量は、避難指示準備解除区域の基準となる20ミリシーベルトを大きく下回る」とし、「避難する状況にない」としている。
この「避難する状況にない」とは、「自主的避難に対する支援を行う必要がない」という意味か。
- 3) そもそも支援対象地域は、年間20ミリシーベルトを下回るが、一定の線量以上の場所と定義されている。支援対象地域が年間20ミリシーベルトを下回ることをもって、支援対象地域を「縮小または撤廃する」ことは言えないのではないか。
- 4) 復興庁が読み上げた当該文書によれば、「福島県の複数の市町村が、個人線量計による測定結果を公表しており、それによると、一部の地域を除いて、支援対象地域の住民の大部分の年間個人被曝線量は、1ミリシーベルトを下回っている」とある。
 - 4-1) 一部の地域とはどこか？
 - 4-2) たとえば二本松市では、最大値が年5.2ミリシーベルト/時となっており、放射線管理区域のレベルに達している。これを規制庁・復興庁はどう評価するか。
 - 4-3) 復興庁資料ではいわき市、福島市、伊達市における年間個人被ばく線量が空欄になっている。当該データを開示されたい。
 - 4-4) 原子力規制規制庁は、市民との会合において、「個人線量計による被ばく量を、避

難・帰還の基準や除染の基準に使うことはない」と発言している。この見解は、現在も維持されているか。

- 5) 「避難する状況にない」という決め付けは、平成 25 年 11 月 20 日付「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」に書かれている「国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重し なければならない」「避難指示区域外に居住する住民や自主的に避難している住民も、避難指示に基づいて避難している住民と同様に(中略)対応を講じることが必要である」に反するのではないか。
- 6) 平成 25 年 11 月 20 日付「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」の p.3 で ICRP の「参考レベル」について「長期的な目標として、年間 1～20 ミリシーベルトの線量域の下方部分から選択すべきであるとしている。」としているが、これは出典は、ICRP の勧告のどの部分か。注) Publication111 を参照したが、以下のようになっている。

汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のために Publication 103 (ICRP, 2007) で勧告された 1～20 mSv のバンドの下方部分から選択すべきである。過去の経験は、長期の事故後の状況における最適化プロセスを拘束するために用いられる代表的な値は 1 mSv /年であることを示している。

2. 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定(案)」では、「現在の支援対象地域内の空間放射線量は、原子力規制庁が実施している航空モニタリング結果に基づき推計した外部被ばく線量によると、原発事故発生時と比べ、大幅に低減しており、生活圏として既に年間 1～20 ミリシーベルトの線量域の下方部分にあり…」とし、「空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当であると考えられる。」としている。

- 1) 「大幅に低減」とは、年何ミリシーベルトにまで下がったことをさすのか。
- 2) 線量推計を行うにあたり、屋内 16 時間・屋外 8 時間に分けて、屋内を屋外の 0.4 としている。このように屋内・屋外に分けて計算する手法は、日本以外に例があるか。
- 3) 0.4 の根拠は何か。
- 4) 時間の経過に伴い、屋内の線量が上昇してきており、屋外に近づくか、屋外を越える線量を観測している例もある。このような状況をどう評価するのか。

【原子力規制庁向けの追加質問】(2015 年 7 月 27 日提出)

1. 原子力規制委員会の平成 25 年 11 月 20 日付文書「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」では、「国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重し なければならない」「避難指示区域外に居住する住民や自主的に避難している住民も、避難指示に基づいて避難している住民と同様に(中略)対応を講じることが必要である」とし

ている。

本文書は、現在も効力を有しているか。

2. 6月25日付け規制庁文書を作成するにあたって、外部有識者の意見を求めたか。

3. 当該文書は原子力規制庁が発出したことになっているが、原子力規制委員会の見解ではないという理解でよいのか。原子力規制庁によるかかる見解の表明は、いかなる法的権限に基づくのか。

4. 支援対象地域における空間線量率はまちまちであり、避難指示解除準備区域より高い地点も多数存在する。支援対象地域の空間線量率が「避難指示解除準備区域よりも低い」とする根拠は何か。

5. 「避難する必要性がある状況」とは、実効線量が「20mSvを大きく下回る」ことを指すのか、年間個人追加被ばく線量（実効線量）が1mSvを下回ることを指すのか。いずれでもないのであれば、何を根拠に「避難する必要性がある状況ではない」と判断したのか。

6. 支援対象地域の中には、個人の追加被ばく線量が1mSvを超える地域があること、住民の中には追加被ばく線量が1mSvを超える者もいることを認めていると読める。それにもかかわらず、支援対象地域について、一律に「避難する必要性のある状況ではない」とする根拠は何か。

以 上